

4 プラスチックごみ削減について（案）

（群馬県）

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。1950年以降、世界で生産されたプラスチック類は83億トン超で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告がある。

また、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算もある。

さらに、2017年末の中国をはじめとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置等の影響を受けて、国内における廃プラスチック類の処理が逼迫している。

このため、国では、2019年にプラスチック資源循環戦略を策定し、実効的なプラスチック資源循環や海洋プラスチック対策等について、国民各界各層との連携協働を通じて目標の達成を目指し、必要な投資やイノベーションの促進を図るとしている。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大以降、テイクアウト用容器等ワンウェイプラスチックのニーズが増加傾向にあると考えられ、プラスチックごみの排出量増加が懸念される。

については、プラスチックごみ対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を国が主導して構築するとともに、次のような仕組みを整備すること。

（1）国又は地方自治体が、事業者に対し、ワンウェイプラスチックの使用削減に向けた指導・助言等を行うための法的裏付け

- (2) 容器包装リサイクル制度を実効あるものとするため、具体的な国の削減目標と削減スケジュールを設定し、全ての関連事業者に定期報告の義務を拡大するとともに、定期報告を公表する制度を導入すること。
- 2 内陸県と沿岸都県とが連携して広域的な海洋ごみ発生抑制対策を継続して推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業などの財政支援を拡充すること。
- 3 セルロースナノファイバー、改質リグニンなど、森林整備の推進にも貢献する木材由来のプラスチック代替素材の技術開発・転換促進を図ること。